

## 食肉衛生検査所感染性産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務の仕様書

食肉衛生検査所の試験、検査に伴う感染性産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務についての仕様書は、次のとおりとする。

### 1. 委託業務の名称

令和6年度食肉衛生検査所の感染性産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務委託

### 2. 委託契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3. 収集を行う施設

鹿児島市健康福祉局保健部食肉衛生検査所（鹿児島市下福元町7852番地）

### 4. 感染性産業廃棄物の性状等について

- (1) 感染性産業廃棄物の主なものは、シャーレ、試験管、試薬ビン等。BSE関係ではマイクロチューブ、グライディングチューブ、シリンジ、ピペットチップ等である。
- (2) 令和6年度の年間排出量見込みは、20Lポリ容器換算で約110個である。ただし、検査頭数、と殺頭数の増減により変動する。
- (3) 食肉衛生検査所（以下「発注者」という）では、感染性産業廃棄物を121℃15分の高圧滅菌を行った後、ポリ容器に入れている。ただし、ガラス製品（ガラスピペットやスライドガラスなど）は高圧滅菌を行わず、ポリ容器に入れている。

### 5. 処分業務上必要な容器等について

処分業務上必要な容器及び産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）は、受注者が準備するものとする。

### 6. 業務内容

#### (1) 収集

ア 受注者は、空のポリ容器を発注者の求めに応じ配付する。

イ 受注者は、発注者の求めに応じ収集するものとし、曜日は発注者と受注者との協議により決定する。

ウ 収集作業が終了したときは、受注者は発注者が記入・署名した管理票に自らも署名した後、管理票（A票）を発注者に渡す。

(2) 運搬

ア 感染性廃棄物専用の運搬車を使用する。

イ 運搬途中に積み替え又は一時保管を行わず焼却施設へ直送する。

ウ 収集した分の全容器を焼却施設へ搬入後、管理票（B 2 票）に運搬終了年月日を記入し、焼却施設管理者等の受領印を受け発注者へ返送する。

(3) 処分

ア 使用済器材を収納していた容器は、焼却施設でそのままの状態焼却及び滅菌処理する。また、処分業務を終了したときは、管理票（D 票）に処分終了年月日を記入し、発注者へ返送する。

イ アの処理後の残渣物は、適切に埋立て処分をする。また、最終処分を終了したときは、最終処分施設管理者等に最終処分終了年月日を記入、終了印をもらった後、発注者へ速やかに管理票（E 票）を返送し、管理票（B 1 票、C 1 票及びC 2 票）は受注者が保管する。

7. 労働環境の確認に関する特記事項

(1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。

(2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

(3) 発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

8. その他

(1) 受注者は、「感染性産業廃棄物処理業務実績報告書」を1月分毎に、業務を行った翌月10日までに提出すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、発注者、受注者協議して決定するものとする。